

令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

公立沖縄北部医療センター建設工事実施設計業務 298,230 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		106,318 千円
第1項 医業収益		0
第2項 医業外収益		106,318
第3項 特別利益		0
	支	出
第1款 病院事業費用		106,318 千円
第1項 医業費用		106,318
第2項 医業外費用		0
第3項 特別損失		0
第4項 予備費		0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		406,328 千円

第1項 企業債	0
第2項 負担金	0
第3項 補助金	406,328
第4項 固定資産売却代金	0
支 出	

第1款 資本的支出 406,328 千円

第1項 建設改良費	406,328
第2項 企業債償還金	0
第3項 借入金償還金	0
第4項 無形固定資産	0

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
沖縄県北部医療組合病院事業会 計財務会計システム賃借料	令和6年度から 令和9年度まで	8,420 千円
公立沖縄北部医療センター 建設工事実施設計業務	令和6年度	381,190 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、借入金償還金及び無形固定資産の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

74,457 千円